



ホーム > 市政・広報 > 附属機関等 > 附属機関等の概要 > 行政経営 > 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

最終更新日 2019年8月30日 | ページID 005806 | 印刷

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（令和元年8月29日現在）	
附属機関等の名称	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
設置根拠	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第1条第1項
設置の趣旨、必要性等	1. 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため。 2. 第三者機関として、審査庁の裁決の判断の妥当性を審査するため。
設置年月日	平成17年1月1日
所管事項	1. 公文書の開示の決定又は保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の決定に対する審査請求について、調査審議すること。 2. 保有個人情報の収集、提供、オンライン結合等に関し調査審議すること。 3. 市長その他の実施機関の情報公開制度又は個人情報保護制度に係る諮問事項に関し調査審議すること。 4. 特定個人情報ファイルの取扱い等について調査審議すること。 5. 情報公開制度及び個人情報保護制度その他両制度に関する重要な事項について意見を述べること。 6. 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
公開、非公開等の別	原則として公開
非公開とする事項	1. 柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議 2. 審査請求に係る事件の諮問についての調査審議（審査請求人及び参加人の意見陳述の部分で、当該審査請求人及び参加人が公開を希望する場合を除く。）
非公開とする理由	1. 不開示情報が含まれる事項についての調査審議を公開すると、配付資料、委員の発言等から、不開示情報の内容が明らかとなるため。 2. 審査請求の調査審議の会議を公開すると、配付資料、委員の発言等から結果的に不開示情報を開示することになり、個人や法人等の利益を侵害することとなるため。
非公開の根拠	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第14条ただし書
委員	9名
所管部署	柏市柏五丁目10番1号 柏市役所総務部 行政課 電話番号 04-7167-1112（直通） 04-7167-1111（内線267）
備考	

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（抜粋）

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第6条 審議会は、その所掌事務（第2条第6号に掲げる所掌事務を除く。）を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。

（平27条例41・一部改正）

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（合議体）

第6条の2 審議会は、第2条第6号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができる。

2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、合議体について準用する。
この場合において、同条第2項及び第3項中「部会長」とあるのは、「審査長」と読み替えるものとする。

（平27条例41・追加）

（議事）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長が決するところによる。

- 4 前3項の規定は、部会及び合議体の議事について準用する。この場合において、合議体の議事について準用するときは、第2項中「の半数以上」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領（抜粋）

（部会）

第3条 条例第6条第1項の規定により部会を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審議会が必要と認めるときとする。

(1) 調査審議又は建議に係る事件が相当数あり、すべての事件の調査審議を終了するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合

(2) 調査審議又は建議に係る事件につき、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要がある場合

(3) その他部会に調査審議をさせることが適当と認められる場合

- 2 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

（合議体）

第4条 条例第6条の2第1項の規定により合議体を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審議会が必要と認めるときとする。

(1) 公正かつ迅速に調査審議を行うため、合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合

(2) その他合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合

- 2 審査長は、合議体における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。